

平成 22 年第 2 回定例会 6 月 8 日 質疑・一般質問

○鰐原一男

議案質疑を行います。

議案第 73 号は清南橋の架けかえを含む、市道 0005 号線の道路改良工事を伴い、関係する市道の終点を変更するものですが、清南橋の架けかえを含む、市道 0005 号線道路改良工事の内容について伺います。

○檜山都市建設部長

議案第 73 号 市道路線の変更についての質疑にお答えいたします。

清南橋の架けかえを含む市道 0005 号線の道路改良工事の内容についてであります。本路線は主要地方道鹿沼・足尾線から、主要地方道栃木・栗野線を結ぶ一級市道で、清洲地区と南摩地区を結ぶ重要な幹線となっております。

路線変更に関する工事計画は、延長約 960 メートル、うち橋梁区間は約 77 メートル、道路幅員 9.5 メートルの改良工事であります。

○鰐原一男

再質疑を行います。

橋の長さが 77 メートル、道路の幅が 9.5 メートルということですが、歩道の部分は橋の両側につくのか、道路についても端の両側に歩道はつくのか。答弁いただきましたところによりますと、現状の道路よりもかなり広い道路と橋ができるようではありますが、それらに協力する地権者との話し合いはどこまで進んでいるのか、再質疑いたします。

○檜山都市建設部長

再質疑にお答えいたします。

まず、歩道の質疑だったと思います。私自身も、素直な技術論でいけば、歩道はあるべきというような形で進めたわけですが、当時の地元の皆さんとの協議の中で、農耕車が随分通るということで、歩道よりは路肩をゆとりをもって、サイドは農耕車が通りたいという、通称ゆとり路肩というような形の道路が望ましいという地元との協議経緯から、歩道はつくらずに、両サイドの路肩が広くなるという道路計画になったと聞いておりますし、今現在もその計画で進めております。

それと、もう 1 点、地権者との話し合いでございますが、地権者の話について、総論賛成、各論いろいろという話がございます。必ずこれはどの事業でも総論的にはだれもが大賛成、いろいろな問題ございますが、本年 4 月までに地権者の協力は得たということで、おおむね得たということで質疑の答弁とさせていただきます。

○鰐原一男

橋梁部分の歩道の部分はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○檜山都市建設部長

再々質疑にお答えいたします。

ちょっと私の説明が不足で申しわけございませんでした。

先ほどの歩道については、全て幅広ということで、農耕車を優先ということで、橋梁部分についても歩道についてはつけておりません。今現在はそういう計画で進めております。

○鰐原一男

一般質問に移ります。

耐震改修について。鹿沼市建築物耐震改修促進計画が 3 月に公表されました。この計画については、2 年ほど前に、既に明らかにしております市がありましたので、私は、平成 21 年 9 月の第 6 回鹿沼市定例会において、鹿沼市では遅れていますこの計画の策定、公表について一般質問しております。

まず、22 年 3 月に公表した鹿沼市建築物耐震改修促進計画の概要と鹿沼市内の建築物耐震診断及び耐震改修の促進策について伺います。

2 点目としまして、市庁舎を含む市有建築物の耐震化の現状と目標について伺います。

次に、水道施設の耐震化の推進について伺います。

鹿沼市内には、市営の水道が 6 事業、上水道 1 事業、簡易水道 5 事業があります。水源は市内に上水道 28 か所、簡易水道 11 か所に設置された井戸水です。これを滅菌処理し、自然流下配水、一部配水ポンプによる配水により市民に安心・安全な水道水をお届けしていると理解しております。

今定例会においては鹿沼市水道水の流れの中の各施設の耐震化について伺います。

1 点目、鹿沼市の水道施設の現状について。上水道と簡易水道、西部地区簡易水道、口栗野簡易水道、粕尾簡易水道、永野簡易水道、清洲簡易水道ごとに説明を求めます。

2 点目として、水道施設の耐震化計画について説明を求めます。

○檜山都市建設部長

耐震改修についての質問のうち、鹿沼市建築物耐震改修促進計画についてお答えいたします。

まず、計画の概要と耐震診断及び耐震改修の促進策についてであります。本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律が、平成 18 年 1 月 26 日に改正され、栃木県が栃木県建築物耐震改修促進計画を定めたことから、本市においても同法第 5 条第 7 項により定めたものであります。

計画の策定に当たりましては、第 5 次鹿沼市総合計画や鹿沼市地域防災計画との連携・整合を図りつつ、策定をいたしました。

本計画の内容は、市の基本方針、耐震化の現状、耐震化の目標、促進するための施策から構成しております。

促進策としましては、平成 17 年度から木造住宅の耐震診断補助を行っており、平成 18 年度からは耐震改修補助を制度化しております。

また、一般住宅の耐震診断促進のため、簡易診断サポートとして、職員が訪問し、無料での診断を行い、耐震相談等を受けるとともに、耐震普及戸別訪問を実施し、平成 20 年度

と 21 年度の 2 か年で 258 戸の訪問説明を実施してきております。

本年 4 月には、市のホームページに、鹿沼市建築物耐震改修促進計画を掲載しておりますし、さらに、9 月 1 日の防災の日を前に、8 月 25 日号の広報かぬまで、再度広く市民に周知を図る予定であります。

国の支援としましては、民有建築物の耐震改修工事の際の各種減税措置があります。

今後も、これらを複合的に進め、耐震改修の促進に努めてまいります。

次に、市庁舎を含む市有建築物の耐震化の現状と目標であります。5 月末現在、市有建築物の特定建築物は 176 棟で、このうち 64% の 112 棟が耐震化があり、残りの 64 棟が耐震性が不足していると推測されます。

本市の耐震化率の目標は、平成 27 年度末で、国及び県と同じ 90% としております。耐震性の不足が推測される市有建築物につきましては、総務部 1 棟、財務部 2 棟、市民部 1 棟、保健福祉部 1 棟、環境部 2 棟、都市建設部 8 棟、教育委員会事務局 49 棟であり、今後これらの施設が持つ機能や老朽化の度合いに応じて建てかえ、耐震補強、廃止解体等、各所管部局が対応していくことになっております。

○佐野水道部長

次に、水道施設の耐震化の推進にお答えします。

まず、耐震化の現状についてであります。配水管等の平成 20 年度末におきます上水道では、幹線管路延長が 8 万 4,283 メートル、うち耐震管が 1,504 メートル、耐震適合管が 1 万 4,081 メートル、合計しまして 1 万 5,585 メートルとなりまして、4 月 17 日の新聞報道にありましたように、耐震適合化率は 18.5% であります。

次に、簡易水道では、新聞報道ございましたが、全体としては、幹線管路延長が 1 万 3,887 メートル、うち耐震適合管が 1,264 メートル、耐震適合化率は 9.1% ということになります。

施設、地区ごとにとということでしたが、地区ごとには管につきましては、西部地区の簡易水道で 16.7%、それと永野地区では 56.4%、そのほかの地区については、耐震適合管はございませんという状況でございます。

なお、幹線管路といいますのは、導水管、送水管及び口径が 200 ミリ以上の配水管を指しております。

次に、浄水場や配水池等の水道施設のうち、上水道につきましては、平成 13 年度及び 14 年度に耐震診断を実施しており、その結果、全ての施設で安全であるということが診断されております。

簡易水道につきましては、現行の新耐震設計法が適用されました昭和 56 年度以降の建築物が多いため、耐震診断は実施しておりません。

本市では、未普及地域への拡張を優先して行ってきたこと、また、財政的にも厳しく、一度に多くの予算を耐震管布設替えに計上できないこと、そういったことから、耐震化率が低いというのが現状であります。

次に、耐震化計画についてであります。上水道では幹線管路につきましては、平成 19 年度から国庫補助も導入しまして、老朽管の更新時にあわせて、耐震管であります NS 型継手のダクタイル鋳鉄管により布設替えを実施しております。

また、簡易水道では 21 年度から幹線管路ではありませんが、石綿管の更新時に耐震管で

ありますNS型継手のダクタイル鋳鉄管で布設替えを実施しております。

さらに、今後は上水道、簡易水道ともに、幹線管路以外の口径75ミリ以上の管につきましても、先ほど言いましたNS型継手のダクタイル鋳鉄管や融着継手のポリエチレン管、これ耐震管というふうにいわれるのですが、そういったもので実施していき、全体的に耐震化を図っていく計画であります。

また、浄水場や配水池等の水道施設につきましては、平成20年3月に水道施設の技術基準を定める省令の一部が改正されまして、国からの通達では、できるだけ速やかにこれら規定に適合させることが望ましいが、規定する基準に適合しないものについては、当該施設の大規模な改造のときまで、この規定を適用しないというふうにされておりますので、今後、施設の更新時にあわせまして、耐震化に取り組む計画であります。地震はいつ発生するか予測できない災害であり、水は人の生命の維持や生活に欠かすことのできない大切な資源でありますので、今後とも水道施設の耐震化には力を入れてまいりたいと考えております。

○鰐原一男

再質問します。

鹿沼市建築物耐震改修促進計画について、その内容の中に小中学校において、耐震化率100%を目指し、優先的に取り組んでいるということ、理解しております。

市庁舎の件であります。本館・新館・東館とも、昭和56年以前の建物であるから、耐震診断と補強基本計画策定の概算費用については、3館あわせて2,300万円ほどかかると試算しているのだ、そういう答弁を昨年9月にいただいております。

1点目の再質問については、現庁舎の耐震診断と補強基本計画策定を実施し、鹿沼市建築物耐震改修促進計画の策定につなげたのかどうか、その結果についてお知らせ願います。

2点目の再質問は、市有建築物の耐震化の目標として、災害時の拠点となる建築物、多くの市民が利用する建築物、比較的利用者の滞在時間が長い建築物等について、現状64%という説明がございましたが、耐震化率を平成27年度までに90%とするとしておりますが、この市の庁舎はこの耐震化目標値90%の中に入っていますか。それとも耐震化対象からはずれた10%の中に入り、耐震改修のされない建築物のままなのか伺います。

○柴田財務部長

それでは再質問にお答えをいたします。

市庁舎でございますが、市庁舎につきましては、防災上も重要な施設であると、そのように位置づけております。

今後の耐震診断につきましては、来年度耐震調査費を計上しまして、診断を行う予定でございます。それらの結果に基づきまして、今後、耐震補強計画として策定をしてまいりたいと、そのように考えております。

○鰐原一男

再々質問はいたしません。

水道施設の耐震化の推進については、現在鹿沼市水道ビジョンが作成中と聞いておりま

す。ただいま現況と対応について答弁をいただき、理解をいたしましたので、再質問はいたしません。

次に、高齢者対策について質問します。

高齢者人口は、今後、いわゆる団塊の世代、昭和 22 年から 24 年に生まれた者、今前にお座りの市長さんは団塊の世代のちょっと前でございますか。そうですか。お二人の副市長さんは、私たちと同じ団塊の世代かと思えます。

その団塊の世代が、65 歳以上となる平成 27 年、2015 年には 3,000 万人を超え、団塊世代が 75 歳以上となる平成 37 年には 3,500 万人に達すると見込まれています。

また、総人口が減少する中で、高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、平成 25 年、2013 年には高齢化率が 25.2%に達し、4 人に 1 人が、そして平成 47 年、2035 年には 33.7%が、3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来することが推計されています。

ちなみに、鹿沼市の平成 22 年 5 月 31 日の現在の人口は 10 万 2,914 人、65 歳以上の人口は 2 万 3,482 人でありますから、おおむね 23%の高齢化率ということになります。人口の 4 人に 1 人はおおむね 65 歳以上に近づいてきているということでございます。

今定例会においては、高齢社会対策の問題点としまして、まず買い物難民対策について伺います。

1 点目、日々の買い物に困る買い物難民、あるいは車の運転ができず、家族の支援も得られずに食品などの買い物に困る買い物弱者といわれる高齢者の問題を鹿沼市ではどのようにとらえているか伺います。

2 点目、現状に対する対応と今後の施策について伺います。

免許返納支援については、1 点目、運転免許を自主返納した高齢者の支援について。

3 点目、リーバス・デマンド交通の有効な利用について伺います。

○神山保健福祉部長

高齢者対策についての質問のうち、買い物難民対策についてお答えします。

まず、買い物難民、買い物弱者といわれる高齢者の問題をどのようにとらえているかありますが、経済産業省の地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書では、車の運転ができず、家族の支援も得られずに、食料などの買い物に困る高齢者らを買物弱者と位置づけております。

買い物弱者は、バスなどの公共交通機関や自家用車を利用することになりますが、高齢者にとってバスによる買い物では、大量の荷物を自宅に持ち帰るのが大変であり、そのため、自動車の運転ができない高齢者世帯にとっては、タクシーを頼むなど、経済的な負担が重くなっております。

本市においても、大型店の撤退や小売店の廃業により、買い物難民が生じていると考えられます。

生活の基盤である食料品や日常生活用品の調達は不可欠であり、地域住民を主体にした市との協働による支援が必要であると考えております。

次に、対応と今後の施策についてであります。買い物対策としては、買物送迎、宅配サービス、買物代行、移動コンビニ、いわゆる行商など、民間の活動による枠組みがあります。

また、市の取り組みといたしましては、移送サービスによる生活必需品の買い物送迎や昨年からは市内5地区で開始いたしました安心生活創造事業があります。

安心生活創造事業では、昨年12月からみまもり隊による高齢者等の見守り活動とともに、買い物支援を行っており、ひとり暮らし高齢者及びシルバー世帯などのニーズの把握と安否確認、宅配情報の提供などを開始したところであります。

今後、地域福祉活動を展開していく中で、買い物弱者対策を含めた事業内容の改善を進めてまいりたいと考えております。

○金林市民部長（敏幸君）

次に、免許返納支援についてお答えいたします。

まず、運転免許を自主返納した高齢者の支援についてであります。高齢者運転免許自主返納支援事業の目的・内容については、小野口議員に答弁したとおりであります。

今回実施している免許返納者への無料乗車券は、どのリーバス路線でも利用ができ、買い物や通院など、高齢者の外出支援が図れるものであります。

また、今まで車を使い、バスなどをあまり利用しなかった方に、リーバスを利用していただき、あわせて改善点などの意識調査をお願いすることで、高齢者に優しい公共交通が構築でき、高齢者の自立支援に資するものと考えております。

次に、リーバス・デマンドバスの有効利用についてであります。高齢化社会の急速な進行により、5年後、10年後を考えたとき、シルバー世帯ではマイカーから公共交通に移行せざるを得ない状況が予測され、今から将来安定的に運行できる公共交通を構築しておくことが必要と考えております。

このことから、本市では平成21年度から地域の特性にあった公共交通の再構築を行っており、乗ってもらえる公共交通を目指して、実証実験を各地域で順次実施しているところでございます。

デマンド交通は、自宅から目的地までの乗り合い運行を行うもので、特に高齢者にとって、買い物や通院など使い勝手のよい移動手段であります。

一方、安定した公共交通の維持には、地域全体の協力が必要であり、会合や研修会などの際に利用してもらえるよう、今後、周知・啓発を行い、官民一体となった取り組みを働きかけていきたいと考えております。

○鰐原一男

保健福祉部長、市民部長より答弁をいただきました。

買い物難民対策について、鹿沼市の現状と対応、わかりました。これから限界集落に関する問題等もふえてくるものと思われれます。今後、注視していかねばならない問題だと思っております。

免許返納支援について再質問します。

運転免許証を持ち、自家用車を所有し、使用することの利便性の中で、自分の車で、車の運転ができていうちは、公共交通機関のリーバスなどの利用をほとんどしていないと思います。高齢者となり、自分で運転することに支障を感じ、運転免許証を返納する時期がきましても、今まで利用したことがないリーバスなど、公共交通機関を利用することを

最初は戸惑うと思いますし、不安を感じると思います。

リーバスやデマンドの公共交通機関を何らかの形で体験していれば、年をとって、免許証を返納することになっても、買い物や病院に行くにも不便をそれほど感じないでできると思いますが、その点の方策などあれば、お聞かせ願いたいと思います。

5月17日より、栗野地区においては、9時から午後3時にかけて、粕尾地区においては8時50分から午後4時にかけて、デマンド運行の実証実験が始まりました。往復で6本の運行です。デマンド交通の利便性や使用方法を大いに喧伝してもらい、市民もできるだけ公共交通機関を利用する機会があるときには、リーバス等、公共交通機関を利用したいものです。

公共交通機関について、他県の市の状況等を視察しますと、利用の少なさと財政の厳しさから、1日の便数が地域により2便くらいとか、デマンド運行が、この地域は月曜日と水曜日と金曜日の、1週間のうち3日間とか、現実には過疎地や周辺部ではそうなっている市が全国ではたくさんあります。

鹿沼市では、リーバスの運行維持に大変努力をしております。市民には、できるだけバスの利用促進を呼びかけ、これからますますふえます高齢者のためにも、利用者が単に少ない等の理由で、公共交通機関の撤退などという事態に決してすべきではないと私は思いますので、市の考えを伺います。

○金林市民部長

再質問にお答えいたします。

まず、高齢化社会を見据えた対応についてということでございますけれども、議員ご指摘のように、自動車に乗れなくなる前に乗って見たらどうだというご提案についてはそのとおりだと思います。乗ってもらった上で、いろいろな問題点を協議する中で、よりよいシステムができ上がっていくものと私は考えております。

その方策といたしましては、地区ごとに、今説明会をやっておりますけれども、それをさらにコンパクトにした中で、周知啓発を図っていくと。また、あるいは出前講座を準備することで、住民の方の聞きたい時間にあわせて出向いて、説明をしていくということも必要かと思っております。

また、実証実験開始時に、バスなどについて開放いたしまして、地元の方に乗ってもらうということも必要なことと考えております。

それから、今回の返納制度についても、もっと周知を行う中で理解してもらうことも必要だと思っております。このようなことで何とか地区、今まで乗ってもらえない方に啓発を図っていければなということ考えております。

次に、継続可能な運行についてでございますけれども、本市では基本コンセプトとして、通学者の支援、それから高齢者のいろいろな活動支援ということを掲げております。特に高齢者の外出支援につきまして、公共交通のあり方につきましては、今後の重大な課題ということで認識しております。

しかしながら、極端に利用状況が低い場合につきましては、縮小や廃止も検討せざるを得ないケースも予測され、また最低運行基準の作成も公費負担の現状ではつくらざるを得ないということ考えております。

また、公共交通から撤退することは、過疎化を一層助長するものということ考えてお

りまして、どうしても阻止しなければならないものということで考えております。そのためには、公共交通は地域の皆さんと一緒につくっていくというような意識を住民の方に理解した上で、今のうちから地域と私ども行政が一緒になって、さまざまな取り組みをやっておくことが必要なのかなということで考えております。

○鰐原一男

答弁わかりました。これからの対応、よろしく願いいたします。

事業仕分けについて質問します。12月の平成21年第8回鹿沼市議会定例会において、本件について一般質問をしております。

去る5月26日の市長記者会見で、事業仕分けの実施について、9月11日の土曜日と12日の日曜日に市民情報センターにおいて実施する旨の発表がありました。

県内26の市や町の市長のうち、19人の市長が、国と違い地方は対象事業が限られているなどとし、仕分けの実効性を疑問視しているようですが、私は仕分け事業に大変期待を寄せております。

市民にとって、大変関心がある事業仕分けでありますので、12月での一般質問を踏まえて、再び質問します。

1点目、昨年10月に北関東地方で初の事業仕分けを実施しました足利市では、足利市事業仕分け実施要領を示し、事業仕分けの目的、対象事業、仕分けの基本的な考え方、実施日時、会場、仕分け作業、仕分け結果の活用、結果の公表を明文化しており、事業仕分け対象事業一覧と各事業概要シートも公表しております。鹿沼市も同様のことを検討していますか。

2点目、仕分け作業は公開の場で実施することに特徴の1つがあります。鹿沼市議会の本会議がこのようにケーブルテレビで放送、中継されていますように、ケーブルテレビでの仕分け作業の放送計画はありますか。

3点目、傍聴人の数を何人くらいと想定した会場の準備をしますか。傍聴人の希望が多い場合、どのような方法をとりますか。

4点目、最大40事業を対象に仕分け作業を行うということですが、対象事業の選択過程、選択方法をお知らせください。

また、現時点で対象最大40事業のうち、具体的に公表できるものがありましたら、事業名を述べてください。

5点目、事業仕分けの結果と議会との関係について伺います。

○大貫総務部長

事業仕分けの質問についてお答えいたします。

まず、実施要領等の公表についてであります。実施要領や対象事業、事業シート、仕分け結果、さらに本市の対応方針及び予算等への反映状況につきまして、適宜、それぞれ公表可能なときに、広報かぬまや市ホームページなどを利用し、市民の方々へお知らせをしてみたいと考えております。

次に、ケーブルテレビでの放送計画についてであります。先ほど小野口議員にも答弁いたしました。中継が可能かということも含めまして、依頼をしてみたいと考えて

おります。

次に、傍聴者についてであります。昨年実施いたしました他の自治体の状況等を参考に、2日間で延べ300人程度と予想をしております。

会場としまして、市民情報センターの2階、子育て情報室及び学習室の2会場を予定しておりますので、傍聴者への対応はできるものと考えております。

次に、対象事業の選択過程及び選択方法についてであります。事業仕分けの目的の1つとして、職員のさらなる意識改革を掲げております。そのようなことから、各部局におきまして、日常の業務、あるいは予算要求、事務事業評価などの作業の中で、課題を感じている事業などから選定することを基本といたしております。

現在、各部局におきましては、対象事業の選定作業を行ったところであり、各部局から選定されました事業等の中から、最大40事業に絞り込みを行い、政策評価委員会に諮った後、決定をしております。

次に、事業仕分けの結果と議会との関係についてであります。対象事業及び仕分け結果につきましては、まとまり次第、順次報告をしております。その後、事業仕分けの結果を参考としまして、政策評価委員会の評価とあわせ、対応方針を決定したいと考えております。

対応方針につきましては、議会に報告をした上、平成23年度の予算案に反映をさせ、3月議会に提案をさせていただくようになります。

そのようなことから、さまざまな場面を通じまして、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

○鰐原一男

事業仕分けについて再質問します。

これが事業評価シートです。事務事業単位に担当する所管課が、必要性・有効性・効率性の視点で事業の実績とその経過を分析し、自己評価したものです。839の事務事業評価シートがここにあります。

そして、これが政策評価委員会に提出されました79の基本施策項目の政策評価シートであります。第5次鹿沼市総合計画における計画体系の小項目とKANUMA新・まちづくり実行プランの施策を単位として計画目標・目標数値、それを達成するための主要事業等の実施状況を評価したものであります。いずれも、議会に提出されたものではなく、私が情報公開制度により入手したものであります。

今年度の事業仕分けにおいては、最大で40の対象事業にするということですから、今年度の事業仕分けの俎上に上がるのは市の事業全体の20分の1ということになります。この事務事業評価シートの20分の1というふうに私は理解しております。

この中で、鹿沼市事業仕分けの実施要領に事業の選定方法について定められておりますが、市長が特に指定する事業がありますか。再質問の第1点目として伺います。市長が自ら事業仕分けの対象事業を特に選定しますかということですか。

再質問の2点目として、市長は過日の記者会見において、議員もぜひ仕分け見学をと呼びかけていますから、全議員出席しますと27名、2会場に分かれても13、14の席が必要となります。1事業仕分けの会場が先ほどの答弁ですと150名ということですから、十分かと思われませんが、その点確かめておきたいと思っております。

質問の第3点目は、ここに鹿沼市の事業仕分けの際に用いられます事業シート概要説明書があります。内容は、事業概要、コスト、事業費、平成22年度事業費内訳、裏面には平成19年度、20年度、21年度の活動実績、単位当たりのコスト、成果目標、成果実績、事業の自己評価、比較参考値、特記事項等がここに書き込まれ、仕分け人に提示され、仕分け作業が進められるものと思われます。もちろん仕分け対象事業が決まっていない今の時点では内容は記載されておりません。これらの資料が議会に開示され、市民の前に明らかになるのはいつなのか。仕分け作業の会場に傍聴に行けばいただける資料なのか。小野口議員への答弁がありましたが、事業仕分けの原則、予算項目ごとにそもそも必要か、必要ならばどこがやるか、外部の視点で、公開の場で、不要・民間・国・都道府県・市町村などに仕分けていく作業に照らしまして、大変注目しておる事柄でありますので、昼前の答弁に重ねて伺うものであります。

事業仕分けと議会の関係について意見を述べさせていただきます。

国は、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負うという議員内閣制ですので、予算を立てる民主党を中心とする政権と仕分け人が一体であります。

市、地方自治体では市長、首長ですね、と議会議員をともに市民、住民が直接選挙で選ぶ二元代表制であります。二元代表制の特徴は、首長・議会がともに住民を代表するところにあります。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら議会が首長と対等の機関として、鹿沼市の運営の基本的な方針を決定、議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して、政策形成の舞台となることこそ二元代表制の本来のあり方だと思います。

そこで、仕分け結果と議会の関係であります。事業仕分け結果を参考意見として、平成23年度の実施計画や予算編成に反映させた市の対応方針を慎重に審議することが肝要であると考えております。

また、構想日本を設立し、事業仕分けを提唱し、地方自治体で実施してきた行政刷新会議事務局長の加藤秀樹氏は、「本来仕分けは実施した事業のチェックであり、決算に近い。」と述べています。議会においては前年度の市の施策、事業の決算内容について、なれ合いやしがるみにとられることなく、さらにしっかりした決算の認定が求められると思います。

以上、事業仕分けの結果と議会の関係について私の意見を述べました。先ほど、鹿沼市の事業仕分けについて、3点の再質問をしておりますので、答弁をいただければと思います。

○佐藤市長

私のほうからは、事業仕分けの事業の選択に当たって、市長が特に指定するものがあるのかというような質問だったというふうに思います。

先日、足利の市長にちょっとお話を伺いましたら、「どういう基準で選んだんですか。」と言ったら、「事業費の多い順に上から選んだ。」と言っていました。なかなかそれだけ、時間も就任して間がなかったということで、選ぶのが実際はなかなか難しいのだろうなというふうに思って話をお聞きをいたしました。

先ほど申し上げましたように、この事業仕分けは、やっぱり職員の意識改革の場だというふうに私は思っております。したがって、私のほうから先にこういう事務事業について

ということについては、むしろ遠慮したほうがいいのではないかと。職場の皆さんが自ら担当している事務事業について、これほど思うものについて、選んで上げてくるということによって、やっぱり意識といいますか、関心も含めて高まるだろうというふうに思っていますので、まずはそういう手続きを踏ませていただきたいと思います。

事務事業の見直し、仕分けといったらいいのか、ひとつには選挙もそうだと思います。新駅・お祭り・ごみ袋というようなことで掲げた、これもある意味では市民の皆さんに仕分けをしていただいたということになるのだろうと思います。そういう形で見直す場合、先ほど来、議論にもなっておりましたが、産地づくり交付金なんかも見直したとえば見直した部類でありますし、この後、追加議案として出させていただく、この児童育成手当の廃止についても、もちろん国の制度の見直しが、改正があって、それにこの機にということでの見直しと、こういったことも、ある意味では事務事業の見直しということで、そのつど議会のほうにもお諮りをして、議論をいただいているわけでありまして。当然、その後の質問にも関連いたしますけれども、議会との関係でいけば、事業仕分けができ上がって、それらについて具体的に予算に反映させるということになれば、当然十分にご審議をいただくということになりますので、その前段の傍聴も含めて、大いに一緒になって参加をいただきながら、見直し作業にかかわっていただければ、そしてまた、その実行に当たってもいろいろと議論させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○大貫総務部長

私からは傍聴者数、それから事業シートについての再質問にお答えをさせていただきます。

まず、傍聴者数であります。先ほど情報センターの300名というようなことでご説明をさせていただきました。会場としますと、子育て情報室が120脚程度を予定しております。それから学習室、こちらが80脚ということで200席を用意しております、2日間延べ400名程度可能かと。また時間的にどうかと思いますが、立ち見ということを考えますと、相当数の方々に傍聴をいただけるものと考えております。

次に、事業シートの配布であります。先ほど小野口議員にもご答弁をさせていただきましたが、仕分け人の方には8月下旬を予定しており、傍聴者の方々には当日配布というような形になろうかと思います。

また、市のホームページにおきましても、8月下旬に一覧を公開させていただきますので、その際にシート等についても公開をさせていただく予定をしております。

○鰐原一男

事業仕分けについての質問を行いました。後年度においても事業仕分けは続けられると思っておりますので、また何かの機会、ぜひ事業仕分けの質問を続けていきたいと思っております。

子ども手当制度について伺います。

子ども手当の支給につきましては、マスコミで毎日のように報道されていますから、市民の関心はかなり高いのではないかと思います。鹿沼市のホームページをクリックします

と、「子ども手当始まりました」のお知らせが 5 月 17 日の新着情報として掲載されています。

1 点目として、鹿沼市においては、6 月 9 日に初めての子ども手当の支給があると聞いておりますが、限られた時間や人員で支給に混乱が生じないような準備をどのように整えましたか伺います。

2 点目からは、子ども手当制度について、市民が一般的に疑問に思っていますことを質問します。

2 点目、子ども手当の支給対象や支給額等の仕組みはどのようになっていますか。

3 点目、子ども手当の支給を受けるためにはどのような手続が必要ですか。

4 点目、子ども手当に所得制限を設けない理由は何ですか。

5 点目、児童養護施設に入所している子供にも子ども手当は支給されますか。

6 点目、子ども手当は在日外国人の子供が海外に居住する場合にも支給されますか。

7 点目、保育料や学校給食費など、滞納家庭への子ども手当支給について、受給者の同意を取りつけた上、返還を促すことを想定した子ども手当の現金支給を検討しますか。

8 点目、市長は子ども手当制度をどう評価していますか。

以上伺います。

○神山保健福祉部長

子ども手当制度についての質問の子ども手当についてお答えいたします。

まず、支給のための準備についてであります。ことしの 1 月 4 日に初めて制度概要の通知を受け、必要作業の洗い出しに入りました。

その後、3 月補正でシステム改修費を予算計上するなど、手当の支給に欠かせない作業を進めてまいりました。

4 月 1 日の施行を受け、新規認定者の抽出、申請書送付を行い、第 1 回の申請締め切りを 5 月 10 日として、認定申請を受けてまいりました。

この間、職員 2 名と 4 月 1 日に雇用した臨時職員 1 名を中心として作業を進め、6 月 9 日に支給する予定でございます。

システム改修費は、システム開発事業委託として 934 万 5,000 円、人件費は職員 2 名のほか、今年度緊急雇用創設事業にかかわる臨時職員 1 名分 111 万 3,600 円を見込んでおります。

次に、仕組みの内容についてであります。支給対象者はゼロ歳から中学校修了前の子供の養育者で、支給額は子供 1 人につき月額 1 万 3,000 円であります。

支払い時期につきましては、6 月・10 月と翌年の 2 月にそれぞれ前月分までの 4 か月分を支給いたします。

子ども手当の最初の支給となる本年 6 月期の支給につきましては、2 月・3 月を児童手当、4 月・5 月を子ども手当として支給いたします。

次に、支給を受けるための手続についてであります。出生・転入等により、新たに受給資格が生じた場合、認定請求書を提出していただき、認定を受けることが必要となります。

今回の 6 月期支給に関しましては、本年 3 月末まで児童手当の受給者であった方は、4 月 1 日に認定請求があったものとみなされ、自動的に子ども手当に移行されたため、手続

は不要であります。

3月までの児童手当受給者のうち、中学校2年生・3年生の養育者は、額改定請求書の提出が必要であり、中学校2年生・3年生のみの養育者、また所得制限超過等により児童手当を受けていなかった方は認定請求書の提出が必要となります。

次に、所得制限を設けない理由についてであります。次の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するという理念のもとに、家族の収入の如何にかかわらず、確実に支給されるようにするためにございます。

次に、児童養護施設の入所児童も支給されるかについてであります。父母が随時面接や文通を行い、また当該子供の生活に要する金品を送付しているなど、監護要件や生計を同じくするものとみなされている場合は支給されます。

施設に入所している親のない子供につきましては、安心子ども基金を活用し、子ども手当相当額を施設に対して支給いたします。

次に、子供が海外に居住する在日外国人に対する支給についてであります。従来の児童手当と同様、子供が海外に居住している外国人も支給の対象となりますが、支給要件確認が厳格化され、少なくとも年2回以上、子供と面会していること、生活費等の送金がおおむね4か月に1度は継続的に行われていること、来日前、親と子供が同居していたことを居住証明書等により確認すること、支給要件判断のための証明書類と日本国内に居住する翻訳者による日本語の翻訳書を添付することなど、条件を満たすことが必要となります。

次に、滞納対策のための現金支給についてであります。子ども手当の支給を受ける権利は譲り渡しや担保に供すること、または差し押さえることができないものとされております。

自治体の中では滞納対策のため、本人の同意の上、現金支給する方向で国と協議を進めているところもありますので、今後とも国や他市の状況を注意深く見守っていきたくと考えております。

○佐藤市長

次に、子ども手当制度に対する私の評価ということでご質問がございました。お答えしたいと思っております。

少子化対策・子育て支援の施策として、これまでどちらかというと、間接給付、いわゆるハード、施設整備的などところに主体的にこの費用が充てられてきたと、そういう傾向は強かったというふうに思っています。

今回の手当支給の方法ですけれども、昨年定額給付金の支給というのがありましたけれども、いわゆる間接給付から直接給付という、そういう制度も1つの実験としては、どのような成果が生まれるかというのはやっぱり見定める必要があるだろうというふうなことで、今後とも注視をしていきたいという、その成果について、注目はしていきたいと思っています。

子ども手当を2万6,000円にすることについてでありますけれども、まずは財源問題をクリアする必要があるというふうに思っております。もし、2万6,000円ということであるならば、これは先ほどご質問にありました、滞納の対策というようなこともありますと同時に、鹿沼市の場合でいいますと、公立の保育園の建てかえというものが非常に深刻な状況になっておって、そういったところにもやはり活用できるように、地方の実態に即した

地方の裁量権に任せるといふような形のものにさせていただくように、要望をしまいいたいというふうを考えております。

○鰐原一男

再質問をします。

1点目、あす6月9日、初めての支給日に備えて急ピッチでの作業だったと思います。担当は大変なご苦勞であったことと思います。その上、このように定例会で質問をする議員がおるわけですから、なおさら仕事もふえたことと思います。

そこで、お尋ねしたいことは、なぜ急いで、今回の支給の4月・5月の2か月の子ども手当の支給と小学生以下が対象で、所得制限があった児童手当の受給者に2月・3月分の児童手当もあわせて支給する理由がどこにあるのか。準備を慌てずに、しっかりと整えられる時期、例えば7月か8月にずらしてでもよかったのではないかと思いますので伺います。

2点目、鹿沼市のホームページ上に、手当を受け取らずに、市へ寄付することもできますとありますが、手当受給者の中で寄付を申請する方はおりますか。

3点目、子ども手当の支給で公務員の場合、申請手続・受給をなぜ勤め先で行うのか伺います。

4点目、9月30日までに申請しなかった場合、1年間の子ども手当の受給はできないのか伺います。

市長の子ども手当制度に対する考えをお聞きしました。

ここに子ども手当の支給について批判的な意見があります。3月に成立した22年度の国家予算は過去最大の92兆円、税収は37兆円で、新規国債発行額が過去最悪の約44兆円に上がり、当初予算の段階で借金が税収を7兆円も上回る前代未聞の予算編成であり、後年度においても税収増の見込みが薄いなか、900兆円に迫る長期債務をさらにふやすことになってしまいます。財源の裏づけのない現金給付を行う政策は、めぐりめぐって将来世代が負担する借金となり、子供のためと言いながら、当の子供に莫大な借金を残す矛盾した政策であるということと同時に、中長期的に国家を危うくするのではないかとということです。

子ども手当は、当初、社会全体で子供を育てていくために子ども手当を創設するのだと主張していましたが、途中からは景気対策の面もあると言い始めました。不況だからといって、現金をばらまく政策は、自立して生活しよう、自助努力で経済成長をさせていこうという、国民の意識をむしばんでいくことになりかねません。先ほど市長さんが言われました定額給付金は2万円、子ども手当は月1万3,000円、不況を言い訳にばらまきを繰り返していけば、今度はいくらもらえるのかと国民は依存心を強めるばかりになってしまうのではないのでしょうか。国民の規範意識が崩壊してしまう懸念もあります。国民から税金を集めて現金のままで右から左へ配り直すのは、政府の仕事ではないと思うのです。学校を建て、優秀な先生を雇う、医療や福祉の充実を図る、保育所を整備し、保育サービスの充実を目指すなど、税金を効果的・効率的な公共サービスとして、国民に提供することが政府の役割であると考えます。日本の将来のために、子育てや教育をもっと支援したいという考えを国民は享用していると思います。今回の子ども手当制度、相当見直しが必要ではないかと私は思います。子ども手当は、国が決めた制度で、地方自治体が執行事務を行っている事業ですので、地方自治体には裁量権がありませんから、答弁しづらいと思いますが、地方自治体の長として、市長に再度意見を求めます。

○佐藤市長

これは私の感想も含めてということになると思います。

私も自分で執行側の長になって、つくづく感じ入るのは、いわゆる選挙のときの公約との関係、これはずっとやっぱりついて回るといふふうに思っています。そういう意味で、これからも選挙のたびに続くといふふうに思いますけれども、いわゆるマニフェストというものを掲げながら、そのことで評価をいただいて、選挙をとということになると、どうしても掲げたものが実行されたか、されなかったかということが厳しく問われる。これはいや応なくそういう立場に立たされるわけであります。そういう意味で、やっても、やれば財源問題であり、やらないと違反だと言われるし、公約違反と言われるから、非常にそのところは正直つらい立場で、正直言えば、そういうふうな、あまり選挙のたびにサービス合戦になってしまうようなものは好ましいといふふうには実は思っておりません。やっぱりそのところは本来、冷静に、これは政権、だれがやるとかやらないかという問題は別にして、やっぱりそこ、基本は財政規律といふところがあるわけでありますから、そのところをベースに議論ができれば、本当はいいのではないかなど実は思っておりますけれども、いずれにしても、先ほど答弁しましたように、ひとつの直接給付といふのは、ある意味実験だと思っております。物の本では、やっぱりヨーロッパの主流は直接給付といふふうに聞いておりますので、そういう意味では、どの程度の今後成果が期待されるのかといふふうに思っています。

ちなみにうちの娘も、早速ピアノ教室になんか連れて行きました。そういう意味ではきっと、それがひとつのきっかけになっているのかなといふふうに思っています。ある方と話しておりまして、同じような議論になりました。「わかった、話はわかった。しかし、鹿沼市で少なくとも 20 億ですよ、20 億の給付があることは間違いない。商業ベースで考えれば、これをどう自分のところに取り込むかということを考えるのが皆さんの仕事でしょう。」と言ったら、「それもそうだね。」という話になりましたけれども、これはお互いに知恵を出していく時期だと、その制度そのものが有効に社会の発展につながるように、それぞれがやっぱり使うほうも工夫をすること、そしてまた、いろいろ事業関係をおやりになっている方もそれに合わせた対策を練っていくことも重要だ、いい機会ではないかなど、そういう意味で成果について関心を持っていきたいといふふうに思っております。

規範意識が乏しくなるということも一部あるかもしれません。何でももらえるということが必ずしもすばらしい政策だといふふうに思っておりません。やっぱり、それぞれの状況の中で、やっぱり頑張っていくということも当然求められるわけでありますから、その辺のところの兼ね合いも、これは市政の中で生かしていければといふふうに思います。

○神山保健福祉部長

子ども手当についての再質問にお答えいたします。

まず 1 点目のなぜ急いで 6 月に支給するのか、7 月、8 月でもいいのではないかということについてであります。先ほど答弁させていただきましたように、多量の事務を処理するために、3 名の職員を配置してやってまいりました。確かに議員のおっしゃるように、7 月、8 月でしたらば、ちょっと余裕をもって事務が進められたのではないかと思っております。

す。

しかしながら、児童手当につきましては、昭和 47 年以来、毎年、年 3 回、6 月・10 月・2 月に支給されておりました。市民の皆様からも 6 月に支給していただけるのではないかと期待がございましたので、急いで事務を処理しまして、あす 6 月 9 日支給するように段取りをとらせていただきました。

次に、寄付の申請はあったかについてでありますけれども、この寄付につきましては、厚生労働省の局長通知の子ども手当の寄付にかかわる事務の取り扱いについてというのをごさいます、それに従って進めております。議員がごらんになったホームページや市民の皆さんに差し上げました通知のほうについて、「寄付をお願いします」という通知を掲載させていただきましたけれども、残念ながら現在、寄付はございません。広報かぬまの 7 月号にも掲載して、これからも周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、公務員はなぜ申請手続きを職場でやるのかの質問についてでございますけれども、これにつきましても、平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律で、「地方公務員は所属する都道府県もしくは市町村の長の認定を受けなければならない」と規定されておりますので、児童手当と同様に勤務先で支給されるようになっております。

次に、9 月 30 日までに申請手続きをしなかった場合、1 年間の子ども手当の受給はできないのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましても、平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律にございまして、「支給及び額の改定は受給資格者が認定を請求した翌月から」と記載されております。そういう意味では、申請された翌月に支給されるということになっておりますけれども、本年度に限り、9 月 30 日までに申請された方には 6 月分まで支給するという経過措置が設けられております。そういう意味では 9 月 30 日までに申請された方には 6 月分まで支給されますが、30 日を過ぎて申請された方には経過措置でございますので、支給はされないということになっております。

以上で答弁を終わります。